

日バス協技第149号  
令和2年5月19日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 三澤 憲一

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の  
防止等法令遵守の徹底について（再要請）

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から別添「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について（再要請）」のとおり周知徹底依頼がありました。本通達の契機となったのはタクシー、トラックでの飲酒に伴う事故の発生ですが、事業用自動車全般について注意を喚起するものです。つきましては「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し貴協会の会員事業者にも周知をお願い致します。

担当：技術安全部（田中・横山）  
電話：03-3216-4015